

【補助金限度額一覧】

区分		預かり保育料		幼稚園型一時預かり事業 利用料
		預かり保育事業の利用料		
1	毎年4月1日以降に 満3歳に達する第2 子以降の幼児（注1） （注2）	補助単価（月額） 16,300円	補助単価（日額） 450円	預かり保育事業が十分で ない場合等は、幼稚園型一 時預かり事業利用料を預 かり保育料の「補助単価 （月額）」を上限として加 算可能
		「補助単価（日額）」×「預かり保育の 利用日数」又は「補助単価（月額）」を 比較して小さい金額		
2	幼稚園型一時預かり 事業の幼稚園型Ⅱを 実施する私立幼稚園 に受け入れられてい る0歳児から2歳児 まで（3歳の誕生日 を迎えた年度末まで の間にある者を含 む。）の第2子以降の 幼児（注1）（注2）	—		補助単価（月額） 42,000円

（注1）区長が保育の必要性があると確認した幼児に限る。

（注2）第2子以降とは、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄、姉等を有する幼児に限る。